

第5次行財政改革大綱

平成28年度～平成32年度

平成28年11月

本 別 町

目 次

第 1	これまでの取組みと成果	1
第 2	策定の趣旨 ○財政収支の見通し	3
第 3	基本的な考え方 1．第 4 次行財政改革からの進展 2．第 6 次総合計画との関連 3．地方創生との関連	5
第 4	取組みの柱 1．組織体制の強化 2．持続可能な財政の確立 3．多様な主体との協働	6
第 5	計画期間	6
第 6	推進体制	7
第 7	具体的な取組み 1．組織体制の強化に資するもの (1) 組織機構の改革と定員管理の適正化 (2) 給与等の適正化 (3) 人材の育成等 (4) 電子自治体推進 2．持続可能な財政の確立に資するもの (1) 事務事業の再編・整理・廃止・統合 (2) 経費削減等の財政効果 (3) 公共施設管理運営等の合理化の推進 (4) 公営企業会計・特別会計の健全化 (5) 広域行政の推進 3．多様な主体との協働に資するもの (1) 民間委託等の推進（新しい公共・指定管理者制度の活用） (2) 地域協議の推進 (3) 公正・透明な行政の推進	7

第1 これまでの取組みと成果

本町では、平成11年4月に「本別町行政改革大綱（平成11年度～平成15年度）」、平成16年3月に「第2次本別町行政改革大綱（平成16年度～平成18年度）」を、平成18年3月に「第3次本別町新行財政改革大綱（集中改革プラン）平成17年度～平成21年度」を、そして、平成24年2月に「本別町第4次行財政改革大綱（平成23年度～平成27年度）」を策定し、これを着実に実行していくための行財政改革実施計画に基づき、行財政改革に取り組んできました。

これらにより、町民ニーズの多様化や各施策による制度改革が頻繁に行われ、さらに、町民生活における安心・安全の確保や子育て支援など時代に合った施策の充実を図る一方で平成28年度当初における職員数（病院を除く）は、平成15年度の214人と比較すると39人少ない175人、また、町債残高についても平成15年度末の9,175百万円から平成27年度末には、6,548百万円になる見込みであり、財政基盤の安定化を図ってきました。

【人件費削減による影響額】

単位:百万円

		H23	H24	H25	H26	H27
課・部局統廃合		122	122	125	120	130
独自削減		27	11	11	11	11
交付税加算	歳出削減の取組みに要する経費	7	7	0	17	14
	人件費削減努力による加算	0	0	14	17	22
合 計		156	140	150	165	177

【財政指標の推移】

指 標	H17	H26	増減
財 政 力 指 数	0.273	0.240	0.033
実 質 公 債 費 比 率	20.1%	10.2%	9.9
将 来 負 担 比 率	(H19値)85.3%	14.8%	70.5
経 常 収 支 比 率	88.1%	83.0%	5.1
公 債 費 負 担 比 率	18.4%	13.2%	5.2

【指標の説明】

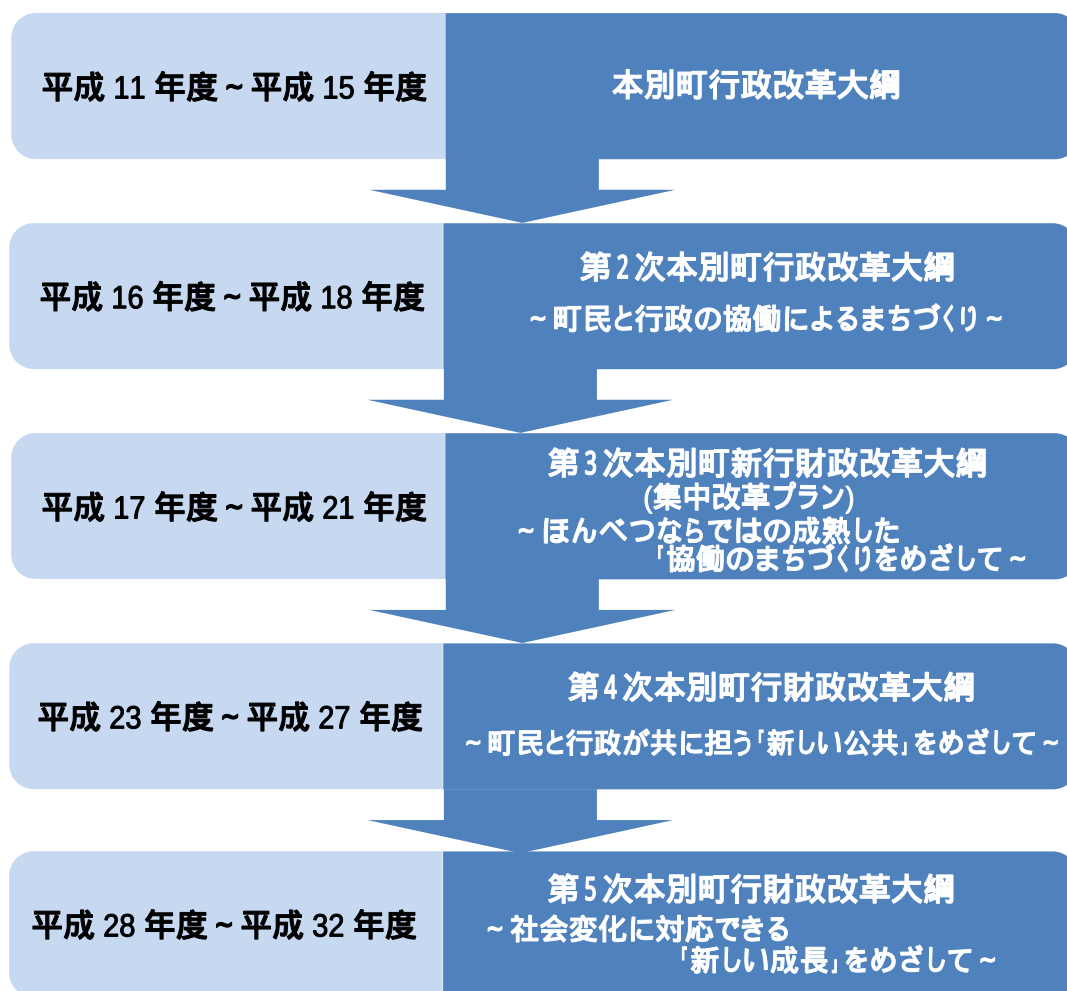
「財政力指数」＝ 行政を運営するために必要な財源をどの程度自力で調達できるかを示す数値です。数値が大きいほど自治体の財政力が強いことを表しています。

「実質公債費比率」＝ 一般会計等の借金（地方債）の返済額が、1年間の収入（財政規模）に対してどれくらい占めているか表したものです。18％を超えると新たな借金をするために国や道の許可が必要となり、25％を超えると借金が制限され財政健全化団体として自主的・計画的な財政の健全化が求められます。

「将来負担比率」＝ 一般会計等の借金や将来支払っていく負担など、現在かかえている負債の合計が1年間の収入に対する割合を表したものです。350％を超えると財政健全化計画の策定が必要になります。

「経常収支比率」＝ 地方税や普通交付税のように経常的に入ってくるお金のうち、扶助費、人件費、公債費の支払いが義務付けられたお金の割合を示したものです。この割合が高ければ政策的に使えるお金が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示します。

「公債費負担比率」＝ 公債費に充てられた一般財源の一般財源総額に対する割合を表したものです。その割合が高いほど財政運営の硬直化を示すもので、20％を超えると財政運営上の危険ラインとされています。



第 2 策定の趣旨

本町では、平成 11 年 4 月に策定した本別町行政改革大綱以来、4 次にわたる大綱の策定を経て、住民サービスの向上、行政の簡素効率化、健全財政の確保等に重点を置き、さらには、より具体的な目標を明確にした実施計画を定め、町民にわかりやすい行政財改革に取り組んできました。

しかし、この間の世界的な金融不安や人口減少社会の到来等の社会情勢の変化に伴う町税収入等の安定的確保が困難になることや、急速な高齢社会の到来による社会保障関連経費の増加などに加え、住民ニーズの多様化や多岐にわたる行政課題への適切な対応も求められるなど、行政を取り巻く環境は厳しさを増しています。

さらに、このような社会情勢を背景として、国と地方のあり方を対等なパートナーシップと位置づけ、地域の課題は地域自らの判断と責任で取り組む、地方分権改革が進められています。国は、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等の改革を進めるとともに、地方自治体と問題意識を共有しながら地方創生に取り組むこととしており、地方自治体はこれまで以上に自己決定・自己責任による行政運営が求められています。

そのような中、第 6 次本別町総合計画において掲げた、目指すまちづくりの将来像「～ともに学び 支えあい 活力あるまちづくり～」の実現に向けて、引き続き積極的な施策の展開を図りつつ、町民生活に必要なサービスの提供を将来も維持、継続し、持続可能で自立的な自治体経営を行うことが必要です。

本町は、これまで平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の第 4 次行財政改革大綱を策定し、～町民と行政が共に担う「新しい公共」をめざして～を改革の基本的な視点として積極的に行財政改革を推進してきたところであり、これまで一定の成果を達成している一方で、安定的な財政運営や人材育成など中長期的に取り組んでいかなければならない課題等も残されています。

また、国は平成 18 年度に行政改革推進法を制定し、国及び地方公共団体が、簡素で効率的な政府を実現するため、行政改革の推進を図るとともに、平成 23 年度及び平成 25 年度には、地方分権改革推進法を制定し、地方公共団体の自主性の強化を図るため、基準や手続きを見直すなどの地方分権を進めてきました。

さらには、「経済財政運営と改革の基本方針」が平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定されたことを受け、地方行政サービス改革の推進に関する主要事項をはじめとした行財政改革推進のための留意事項を示し、各地方公共団体において、より積極的な業務改革の推進に努めるよう地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づき助言しています。

第5次行財政改革大綱は、これらを踏まえ、第4次行財政改革を継承しつつ、将来を見据えた上で必要となる新たな独自の視点を加え、より改革を推進するための指針として策定するものです。

○ 財政収支の見通し

[百万円]

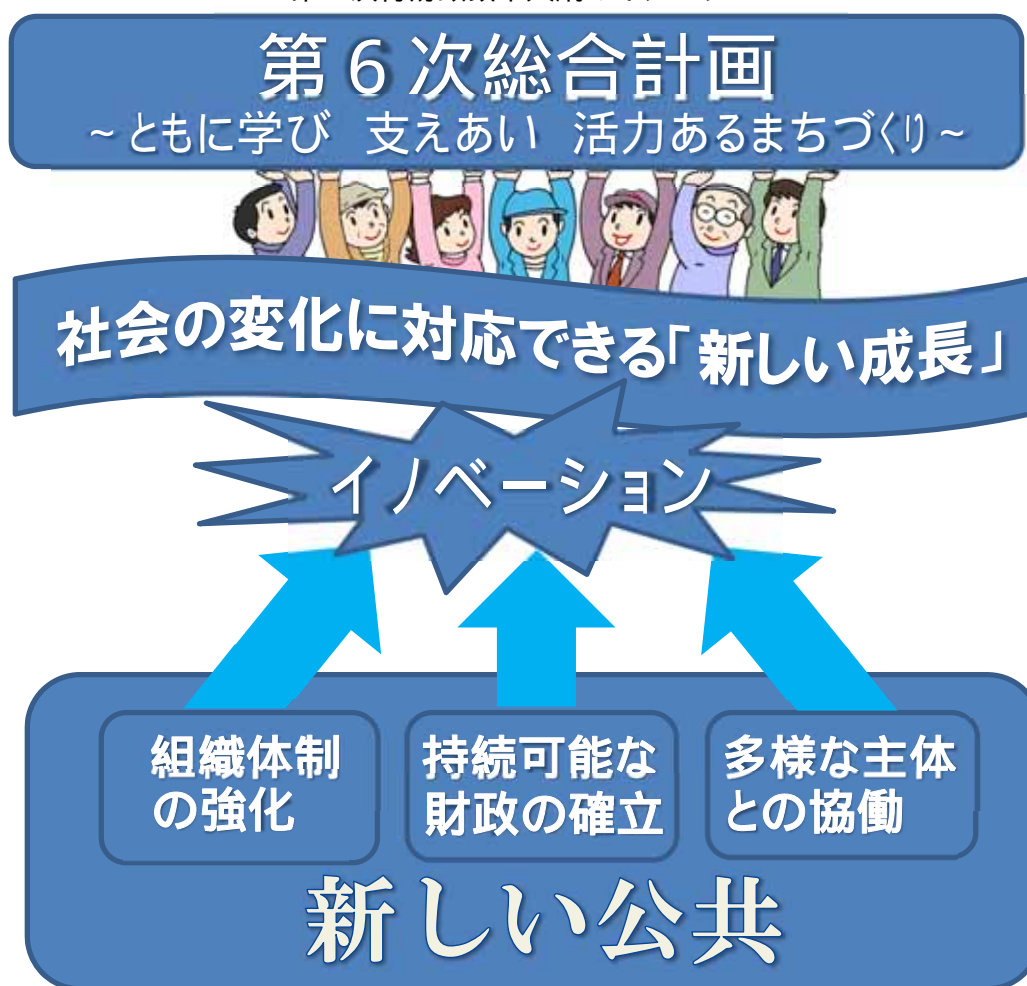
歳入	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
町税	901	890	884	872	868
地方譲与税等	343	334	334	334	334
地方特例交付金	2	2	2	2	2
地方交付税	3,060	2,973	2,946	2,867	2,913
国庫支出金	811	926	950	962	990
道支出金	309	308	299	297	297
分担金及び負担金	79	42	42	42	42
使用料及び手数料	124	124	124	124	124
臨時財政対策債	175	175	175	175	175
その他の町債	542	788	648	802	1,103
その他の収入	557	557	557	557	557
歳入合計(A)	6,903	7,119	6,961	7,034	7,405
歳出	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
人件費	1,370	1,303	1,296	1,290	1,283
扶助費	431	442	454	465	478
公債費	624	690	682	693	716
物件費	1,006	1,028	1,046	1,065	1,084
補助費等	989	969	950	911	892
投資的経費	1,246	1,448	1,418	1,574	1,855
繰出金	832	834	837	839	842
その他支出	272	272	272	272	272
歳出合計(B)	6,770	6,986	6,955	7,109	7,422
財政収支不足額	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
歳入合計(A)	6,903	7,119	6,961	7,034	7,405
歳出合計(B)	6,770	6,986	6,955	7,109	7,422
収支不足(A)-(B)	133	133	6	-75	-17

第3 基本的な考え方

1. 第4次行財政改革からの進展

第4次行財政改革では～町民と行政が共に担う「新しい公共」を目指して～を目標に掲げ推進してきました。この「新しい公共」が作り出す理想の社会は、全ての人に居場所と出番があり、皆が人に役立つことの喜びを大切にする社会であるとともに、その中から新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくことで、人々の生活が潤うという、良い循環の中で発展する社会であります。さらにそこから新しい発想による社会のイノベーションが起こり「新しい成長」が期待できます。したがって、第5次行財政改革では第4次の理念を継承しつつ、「新しい公共」から生まれる～社会の変化に対応できる「新しい成長」～を目指します。

第5次行財政改革大綱のイメージ



2．第6次総合計画との関連

町の総合的な指針である「第6次総合計画」における町の将来像～ともに学び 支えあい 活力あるまちづくり～の実現に向けて、多様化する行政ニーズや新たな課題への対応、行政運営の改善について、その重要性を踏まえた上で、短期的に効果を生み出す取り組みだけではなく、10年、20年先の将来に効果が現れる取組みとして、次世代への道筋を着実に作ることができる計画とします。

3．地方創生との関連

人口減少問題や地方創生による地方活性化施策など山積した課題に取り組みながら、「自助・共助・公助」が機能する持続可能なまちづくりを進め、将来にわたって安定した行政サービスが提供できる行財政基盤の構築のため、行財政改革を確実に進めます。

第4 取り組みの柱

1．組織体制の強化

業務の増大や多様化する住民ニーズに素早く、的確に対応できる効率的な組織体制の実現と人材の育成を図ります。

2．持続可能な財政の確立

将来に向けて安定した財政運営を行うため、歳出構造の見直し、財源の確保、施設の効率的な運営を図ります。

3．多様な主体との協働

地域における住民、NPO、企業等の民間主体による活動形態が多様化・高度化し公共的価値を含む領域が広がっています。このような潮流をさらに進め、各主体による地域経営や地域課題解決のシステム構築に向け活動環境整備を行います。

第5 計画期間

計画期間は、第4次行財政改革大綱からの継承と第6次総合計画、総合戦略の策定期間と整合を図り、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

また、社会経済情勢など町を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、多様化する住民ニーズに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

第6 推進体制

総合計画をはじめとする本町の諸計画を確実に実行するための行財政改革推進にあたっては、行財政改革推進本部を中心に情報の共有化を図り、庁内で横断的に連携を取りながら改革に取り組むとともに、PDCAサイクルを取り入れた進行管理を行います。

さらに、町民の代表からなる行財政改革推進委員会を設置して、推進計画への取り組み状況について評価・検証し町長へ提言します。

《PDCAサイクル》

業務を行ううえで、Plan（計画）～Do（実行）～Check（点検）～Act（改善）の4段階を順次行って1周したら、再び次のPDCAサイクルにつなげ、螺旋を描くように1周ごとに質を向上させて、継続的に業務改善すること

第7 具体的な取り組み

1. 組織体制の強化に資するもの

(1) 組織機構の改革と定員管理の適正化

新たな行政課題や町民の多様なニーズに弾力的かつ的確に対応するため、組織・機構全般の総点検を行います。

定員管理にあたっては、適材適所・適正配置を基本とした定員管理の適正化を一層推進し、事務事業の見直しや外部委託の導入などにより、総人件費の抑制に努めます。

(2) 給与等の適正化

住民の理解と支持が得られる給与制度の適正化が求められることから、国の給与制度を注視しながら必要に応じ見直します。

また、人事評価制度を活用し、能力や成果に応じて昇任・昇格、給与等に反映することも検討します。

(3) 人材の育成等

町民の付託に応え、その使命を全うするため、複雑多様化する行政需要に対応できる専門的知識を有した職員の確保と、時代の変化に対応できる人材の育成、能力開発を推進します。

また、行財政改革を進める上で、職員等のコンプライアンス意識の向上が非常に重要となるため、単なる法令遵守ではなく、社会的規範や組織倫理を含めた町民や社会からの信頼を高める取り組みとして、服務規律の確保、公務員倫理の徹底、不祥事防止等庁内のコンプライアンス向上

を着実に推進していきます。

さらには、平成 28 年度からの人事評価制度の導入により、職員の勤務意欲、資質及び能力の向上とともに、今後の厳しい時代に耐え得る人材の育成等に努めます。

(4) 電子自治体の推進

行政サービスの向上や行政事務の効率化、迅速化を図るため、ＩＣＴ（高度情報通信技術）の活用による行政情報の公表や行政手続きの電子化を一層推進します。

2．持続可能な財政の確立に資するもの

(1) 事務事業の再編・整理・廃止・統合

限られた財源の中で新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応し、最少の経費で最大の効果を挙げるために、民間の経営感覚や発想、「スピード」「コスト」「成果」の視点を取り入れた事務事業の見直しを進めます。

(2) 経費削減等の財政効果

事務事業の全般的な見直しを行い、物件費をはじめとするあらゆる行政経費を精査し、経費節減に努め、限られた財源で最大の効果をあげる適正かつ健全な財政運営を図ります。

このため、予算編成に当たっては「選択と集中」を徹底し、優先度の高い重要な施策を中心に進め、町債発行の抑制に努めます。

(3) 公共施設管理運営等の合理化の推進

地域・社会のニーズを的確に把握し、既存公共施設の有効利用を図るとともに、施設の特性、利用状況を見極めながら、再任用職員の活用、指定管理者制度を含めた委託、公共施設マネジメントの取り組みを検討し、管理運営の合理化を図ります。

(4) 公営企業会計・特別会計の健全化

公営企業（水道事業・病院事業）については、独立採算制の観点から定員管理の適正化や職員給与の見直し及び事務事業の見直しを図るとともに、民間委託等の推進についても積極的に検討し、計画性、透明性の高い健全な企業経営に努めます。

特別会計（国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険事業・介護サービス事業・簡易水道・公共下水道）については、各会計の設置目的を的確にとらえ、事業運営の効率化、健全化、受益者負担の適正化に努め、一般会計からの繰入金の抑制を図り、経営の健全化を進めます。

(5) 広域行政の推進

国や道との調和、周辺自治体との機能分担・相互補完のため広域行政を推進します。

3. 多様な主体との協働に資するもの

(1) 民間委託等の推進（新しい公共・指定管理者制度の活用）

簡素で効率的な行政経営を目指し、町民サービスの向上と経費節減を図るため、事務事業の外部委託や公の施設の管理運営については指定管理者制度を導入するなど、積極的に民間活力の活用を図ります。

民間委託等に当たってのメリットは、独自のノウハウによる効率化やサービスの高度化であり、単なる経費節減の視点だけではなく、サービスの質の向上の観点から、町民にとってそのサービスを担うのは官と民、どちらが最適であるかを検証したうえで、実行に移すこととします。

(2) 地域協議の推進

地域の課題に対し、地域が主体的に活動しやすくなるよう地域コミュニティ活動を推進するとともに、まちづくりの多様な担い手として、自主的な活動をしている団体等に適切な支援を行い、さらなる参画を促進し、連携体制を構築していきます。

(3) 公正・透明な行政の推進

地方分権が進展する状況下にあって、地方自治体における自己決定、自己責任による行政運営がますます強く求められています。

このような行政運営に町民の参画を促し、町民が主役のまちづくりを進めるためには、町民への説明責任を果たし、より一層の行政運営の公正の確保と透明性の向上を図る必要があることから、情報公開制度の適切な運用のもとに積極的な行政情報の提供に努めます。